事　務　連　絡
平成２８年５月３１日

関係団体　御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分Ｂ）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事　務　連　絡
平成２８年5月３１日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分Ｂ）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第238号）が公布され、平成28年６月１日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分Ｂ）に記載する機能区分コードについて」（平成28年３月４日事務連絡）を次のように改正し、平成28年６月１日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱ区分071に次のように加える。

（３）　カスタムメイドプレート	B00207103

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分Ｂ）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改　正　後

（別表）

Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
071　カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨	
(1)　カスタムメイド人工関節	B002 071 01
(2)　カスタムメイド人工骨	
①　カスタムメイド人工骨（S）	B002 071 02 01
②　カスタムメイド人工骨（M）	B002 071 02 02
③　カスタムメイド人工骨（L）	B002 071 02 03
(3)　カスタムメイドプレート	B002 071 03

現　行

（別表）

Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
071　カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨	
(1)　カスタムメイド人工関節	B002 071 01
(2)　カスタムメイド人工骨	
①　カスタムメイド人工骨（S）	B002 071 02 01
②　カスタムメイド人工骨（M）	B002 071 02 02
③　カスタムメイド人工骨（L）	B002 071 02 03
（新設）	